

# 寄附金取扱規程

24規程第60号  
平成24年6月1日

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高輝度光科学研究センター（以下「財団」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (寄附金の種類及び募集)

第2条 財団が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
  - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 財団は常時、寄附金を募ることができる。

## (寄附金の用途)

第3条 一般寄附金は、その半額以上を定款第4条の公益目的事業に、残額を管理費に使用するものとする。

- 2 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。
- 3 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途に使用するものとする。

## (受領書等の送付)

第4条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第5条 寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、財団の業務遂行上支障があると認められるとき及び財団が受入れるには社会通念上不適当と認められるとき
- (2) 第2条第1項第2号の特定寄附金について、その用途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき

(情報公開)

第6条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

- 2 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。